

東町会規約細則

この細則は、八千代台東町会規約（以下「規約」という）第42条の規定により、事業の円滑な運営・執行に資するため、規約の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章 総会

第1条(総会の決議事項と決議要件に関する分類)

- 1 解散の決議(規約第39条)、残余財産の処分(規約第40条)に関しては、総会員の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 2 規約の変更に関しては、総会員の2分の1以上（書面による表決を含む）が出席し、出席した会員の4分の3以上（書面による表決を含む）の賛成を必要とする。
- 3 次に掲げる事項に関しては、総会員の2分の1以上(書面による表決を含む)が出席し、出席した会員の過半数(書面による表決を含む)の賛成を必要とする。
 - 一 事業計画（規約第34条1項）
 - 二 予算（規約第34条1項）
 - 三 事業報告（規約第35条）
 - 四 決算（収支計算書・規約第35条）
 - 五 財産目録（規約第35条）
 - 六 選考委員会が行った会長、副会長、監事の選考の結果（規約第10条第1項第2号）
 - 七 上記以外に、総会の決議事項として、招集通知に記載された、会長からの提案事項
なお、一から五までは定期総会の議決事項となる
- 4 総会の議事進行に関する事項は、当該総会に現に出席している会員の過半数の賛成によって行う。

第2条(表決書)

- 1 規約第14条第5項、第16条第3項に規定する「書面による表決」（以下「表決書」という）は、所定の「表決書」による。
- 2 表決書は、提出した会員の住所、氏名、押印(世帯代表者印で可)をもって有効とする。
- 3 表決書は、原則として、総会開催日の2日前までに町会事務所へ提出し、集計することとする
- 4 表決書の表決欄に、議案に対する賛成又は不賛成の記入がされていない場合の取扱いは、出席者(実出席者と、表決書による賛否表明者)の過半数の採決結果に加算する。
- 5 同一家族にあつて、表決の意思を表現できない会員は、法定代理人によって表決することができる。
- 6 総会の議事録には、議案ごとに、書面による表決の結果を、賛成数、不賛成数、賛否未記入数に分けて、記載するものとする
- 7 表決書は、総会の議事録と共に、一括して保存するものとする

第3条(会員の提案権)

- 1 会員は、総会において、総会の目的である決議事項につき、代案や修正案の提案をすることができない。(地方自治法第 260 条 17)
- 2 総会員の 20 分の 1 以上の会員に限り、会長に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる(規約第 13 条 2 項 2 号)。その請求は、概ね総会の 5 週間前までにしなければならない。
- 3 会員は、総会で 3 名の連名をもって議事に対する提案をすることができる。ただし、提案は、後日の役員会の検討に委ねるものとする。

第 4 条(監事による総会の招集)

- 1 規約第 9 条第 7 項第 4 号の規定により、監事(2 名以上)が招集する総会に関する進行実務は、当該年度の役員(会長を除く)が担うこととする。ただし、総会の招集通知書及び会員に配布する総会資料は、監事において作成するものとする。
- 2 監事(2 名以上)が招集する総会に付議すべき事項については、役員会の議決(規約 18 条 2 項 1 号)は必要ないものとする。ただし、監事は、役員会から総会の開催理由について説明を求められたときは、これに応じるものとする。

第 2 章 役 員 会

第 5 条(議長)

初回の役員会において議長に選出された者は、年間を通して議長の職に就くものとする。ただし、議長が不在となるときは、その都度、議長の選出を行うものとする。

第 6 条(審議事項の決定)

役員会に付議すべき事項は、運営委員会において決定する。ただし、急を要する事項、出席者が役員会に提出した事項については、その手続きを要しない。

第 7 条(決議の方法)

役員会の決議は挙手によって行い、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第 8 条(協力委員等の発言)

専門委員、協力委員その他役員会の構成員でない者は、役員会から要請があった場合に限り、役員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 条(議事録)

- 1 役員会の議事録は、総務広報部が作成を担当する。
- 2 議事録には次の事項を記載し、議長及び議事録作成者が確認の押印をし、保管する。
 - 一 開催日時
 - 二 開催場所

三 役員の出席数

四 審議事項と審議の概要及び議決結果

第3章 役員・地区

第10条(会長、副会長、監事選出の手続)

- 1 会長、副会長、監事の選出は、規約第10条に基づき設置する選挙管理委員会が、別に定める選挙管理規程に則り、行うこととする。
- 2 定例選挙の日程は2年ごとに、1月の「東町会だより」で立候補受付を告知し、定数を超える立候補者があった場合は、2月の「東町会だより」に選挙告知を行い、2月中に選挙を行うことを原則とする。

第11条(選考委員会の構成)

規約第10条第1項第2号に規定する選考委員会の構成は、会長、副会長及び専門部部長3人の計5人をもって構成する。

第12条(専門部役員を選出手続)

- 1 専門部役員の候補者の選出は、地区ごとに2月中に行うこととする。選出に伴う手続と作業は、区長と副区長が協力して行う。
- 2 専門部役員の定数は、以下の構成員数を目途とする。
 - 一 総務広報部 3人 五 福祉厚生部 3人
 - 二 財務部 2人 六 防災部 3人
 - 三 生活環境部 2人 七 防犯部 3人
 - 四 文化部 3人 八 青少年部 2人
- 3 専門部役員の地区別定数は、以下を目途とする。
 - 一 1丁目 3区1人、4区1人
 - 二 2丁目 1区2人、2区1人
 - 三 3丁目 1区2人、2区2人
 - 四 4丁目 1区2人、2区1人、
3区1人、4区1人
 - 五 5丁目 1区2人、2区1人、3区1人
 - 六 6丁目 1区1人、2区1人、
3区1人、
 - 七 ライフプラザ八千代台 1人
- 4 専門部役員の所属部及び部長、副部長は、選出された候補者の中より、会長が3月中に決定する。

第13条(区長・副区長の選出手続)

区長、副区長の選出は、2月中に行うこととする。選出に伴う手続き及び作業は、区長、副区長が、協力して行う。

第14条(地区の編成)

地区の編成は、別表地図の通りとする。ただし、当該地区及び関連する地区の会員の過半数の賛成があるときは、役員会の承認を得て、統廃合、新設などの地区改編を行うことができる。

第15条(班の編成)

班の編成は、会員世帯名簿記載の通りとする。ただし、当該班及び関連する班の会員の過半数の賛成によって、統廃合、新設などの班改編を行うことができる。

第4章 専門委員・協力委員等

第16条(専門委員)

- 1 専門委員は、会長が要請し委嘱する。ただし、無報酬とする。
- 2 専門委員の任期は、与えられた課題・事業が解決ないし完了したときに終了する。

第17条(協力委員)

- 1 協力委員は、専門部の要請を受け、かつ、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。ただし、無報酬とする。
- 2 協力委員の任期は、専門部役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協力委員は、会長に対して、その業務の執行について支出した費用の請求をすることができる。

第5章 事業計画・予算及び会計

第18条(事業計画・予算案の作成)

- 1 事業計画・予算案は、3月中に作成する。
- 2 会長は、事業計画・予算案の作成にあたって、必要に応じ、当該年度の役員及び次年度の役員候補者等による作成会議を開くことができる。

第19条(出納)

- 1 この会の出納は、すべて会長の承認を得なければならない。
- 2 この会の出納記録は、仕訳伝票によって行う。
- 3 出金を要請する者は、出金要請書を提出しなければならない。清算は、領収証を添付して速やかに行わなければならない。
- 4 会長は、毎月末に出納記録を確認し、押印をする。

第6章 雑 則

第20条(入会申込書)

規約第6条に定める入会申込書は 東町会入会書式とする。

第21条(災害見舞金)

規約第45条に規定する災害は、小規模な火災、自然災害及び町会業務中の事故の場合に適用し、交通災害、盗難災害には適用しないものとする。

なお、大規模災害、その他の災害の場合は、別途役員会において協議し決定するものとする。

第22条(書類及び帳簿の閲覧)

1 町会が保有する書類及び帳簿を閲覧しようとするときは、所定の閲覧申請書を提出しなければならない。

2 コピーが必要な場合は、コピー代は自己負担とする。

第23条(「東町会だより」への記載)

1 協力委員を委嘱したときは、その旨を「東町会だより」に記載する。

2 専門委員会又は臨時委員会を立ち上げたときは、その概要を「東町会だより」に記載する。

付 則

この規約細則は、平成22年3月6日から施行する

この規約細則の改正は、平成23年3月5日から施行する。

この規約細則の改正は、平成30年2月10日から施行する。